

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 5 年 6 月 19 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 5 年 3 月 24 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業」に 3 事業を追加する。
- (2) 「その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「テレワークの普及を促進するための「北九州市テレワーク推進センター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2-2 別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 5 年 6 月 19 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑱ 略

⑳ ホライズンテクノロジー株式会社（福岡市西区、令和 2 年 7 月 22 日設立）

㉑ 株式会社 JCCL（福岡市西区、令和 2 年 12 月 2 日設立）

㉒ F.MED 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 3 月 12 日設立）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) ～ (9) 略

(10) 事項：テレワークの普及を促進するための「北九州市テレワーク推進センター」の設置

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「北九州市テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 5 年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び北九州市

- ii) 設置場所：北九州市内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。
- iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・テレワークに係る相談窓口の設置
 - ・テレワークに係る支援制度の案内
 - ・テレワークに係るサービス及び技術等の情報提供
 - ・テレワーク体験機会の提供
 - ・北九州市が実施するテレワーク普及・人材マッチング・スタートアップ支援・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑳ <u>ホライズンテクノロジー株式会社（福岡市西区、令和2年7月22日設立）</u></p> <p>㉑ <u>株式会社JCCL（福岡市西区、令和2年12月2日設立）</u></p> <p>㉒ <u>F.MED株式会社（福岡市中央区、令和3年3月12日設立）</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 事項：テレワークの普及を促進するための「北九州市テレワーク推進センター」の設置</u></p> <p><u>内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「北九州市テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】</u></p> <p><u>i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び北九州市</u></p> <p><u>ii) 設置場所：北九州市内</u></p> <p><u>iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。</u></p> <p><u>iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・テレワークに係る相談窓口の設置</u> <u>・テレワークに係る支援制度の案内</u> <u>・テレワークに係るサービス及び技術等の情報提供</u> <u>・テレワーク体験機会の提供</u> <u>・北九州市が実施するテレワーク普及・人材マッチング・スタートアップ支援・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携</u> 	<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>[加える。]</p>
--	---